

| 清風会   | あびこ未来   | 公明党   | 政策グループあびこ   | 緑政   |
|---|---|---|---|--|
| <p>●議員の政治倫理、身分・待遇(定数・報酬を含む)</p> <p>● 議員は選挙で選ばれた市民の代表として市民の負託に応えるため、高い倫理観が求められていることを深く認識し、品位・清廉を尊び、高い見識を身につけなければならない。</p> <p>● 議員の地位・権限を行使することにより、市の行政部局の公正な職務執行を妨げること及び不正の疑惑を持たれる行為をしてはならない。</p> <p>● 議員定数・報酬の規定に当たっては、費用削減の観点ではなく、本条例に沿う他、市政及び議会の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮した上で総合的に判断するものとする。</p> <p>● 議員定数・報酬の規定に当たっては、市民や専門家等の意見を参考に決定することができるものとする。</p> | <p>●議員の政治倫理、身分・待遇(定数・報酬を含む)</p> <p>(議員の政治倫理)<br/>議員は、市民の代表として名誉と品位を損なう行為を慎み、また、その地位を利用して不正疑惑を持たれる恐れのある行為をしないなど、議員としての責務を正しく認識し、議会の一員として、その使命の達成に努めなければならない。</p> <p>(議員定数)<br/>議員定数は我孫子市議会議員の定数を定める条例で定めるものとする。<br/>議員定数の基準は、人口、面積、財政力及び市の事業課題並びに類似市の議員定数と比較検討し、決定するものとする。<br/>議会は、議員定数の改正に当たっては、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用することにより、市民の意向を把握し、本市の実情にあった定数を検討するものとする。<br/>議員が議員定数を改正する議案を提出するに当たっては、改正理由の説明を付して、議長に提出するものとする。</p> <p>(議員報酬)<br/>議員報酬は、我孫子市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例で定める。<br/>議会は、議員報酬の改正に当たっては、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用することにより、市民の意向を把握することができる。<br/>議会は、前項の規定により把握した結果について、市長に提出することができるものとする。</p> | <p>●議員の政治倫理、身分・待遇(定数・報酬を含む)</p> <p>1. (議員の政治倫理)<br/>・議員は、市民の代表として名誉と品位を損なう行為を慎み、また、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないなど、議員としての責務を正しく認識し、議会の一員として、その使命の達成に努めなければならない。</p> <p>※別に政治倫理条例として定めるかの検討が必要と思われる(例:流山市議会議員政治倫理条例 平成19年流山市条例第18号)</p> <p>2. (議員定数)<br/>・議員定数は、我孫子市議会議員定数条例(平成14年我孫子市条例第21号)で定めるものとする。<br/>・議会は、議員定数の改正に当たっては、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用することにより、市民の意向を把握し、本市の実情にあった定数を検討するものとする。<br/>・議員が議員定数を改正する議案を提出するに当たっては、改正理由の説明を付して、議長に提出するものとする。</p> <p>3. (議員報酬)<br/>・議員報酬は、我孫子市議会議員の議員報酬等に関する条例(昭和31年我孫子市条例第15号)で定める。<br/>・議会は、議員報酬の改正に当たっては、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用することにより、市民の意向を把握することができる。<br/>・議会は、前項の規定により把握した結果について、市長に提出することができるものとする。</p> | <p>●議員の政治倫理、身分・待遇(定数・報酬を含む)</p> <p>(ア) 議員の政治倫理<br/>・議員は、市民の負託に応えるために高い倫理観が求められていることを深く自覚し、市民の代表として常に良心に従い、責任感を持って公正な職務遂行に努めなければならない。</p> <p>(イ) 議員定数<br/>・議員定数は、別に条例で定める。<br/>・議員定数の改正に当たっては、議会に多様な民意を反映させるため、行財政改革や経費節減の視点のみならず、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮すると共に、参考人制度及び公聴会制度を十分活用することにより市民の意見を聴取した上で決定するものとする。</p> <p>(ウ) 議員報酬<br/>・議員報酬は、市民の負託に応える議員活動への対価であることを基本とし、「我孫子市議会議員の議員報酬等に関する条例」に定めるものとする。<br/>・議員報酬の改正に当たっては、議会に多様な民意を反映させるため、行財政改革や経費節減の視点のみならず、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮すると共に、「我孫子市特別職報酬等審議会条例」の規定に基づく審議会の意見のほか、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用することにより、市民の意見を聴取した上で決定するものとする。</p> | <p>●議員の政治倫理、身分・待遇(定数・報酬を含む)</p> <p>◎政治倫理<br/>これは規定しない。<br/>(有権者はすでに倫理は備わっているとの前提で一票を議員に付託していると思う)</p> <p>◎議員報酬<br/>基本的考え方として、市民の代表である議員の報酬は、市民の為の相応の議員活動の対価として与えられるが、定数との兼ね合いや、近隣市、類似市との比較検討結果も踏まえて決めるべきである。</p> <p>◎議員定数<br/>地方自治法は尊重しつつも、地方分権の時代にふさわしい先見性、独自性をもって、市政の現況判断、将来予測、展望を踏まえつつ、市民のコンセンサスを得られる様な定数を求めていくべきである。又、定数条例の改正にあたっては、理由を説明し、委員会または、議員から提出するものとする。</p> |

|   |  |   |  |   |
|---|--|---|--|---|
| <p><b>●条例の位置づけ及び見直しの手続き</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例等を制定又は改廃する場合は、この条例との整合を図るものとする。</li> <li>● 議会は、常に自らの活動を検証し、継続的に改革に取り組むものとする。</li> <li>● 議会は、この条例の施行後、市民の声、社会情勢の変化等を総合的に勘案し、必要があると認める時は、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて適切な措置を講ずるものとする。</li> <li>● 条例の見直しや検証の実施・手続きに関しては、別途議会運営委員会にて決定するものとする。</li> <li>● 議会は、議員にこの条例への理解を浸透させるため、条例の変更又は選挙（一般選挙又は補欠選挙）後速やかに説明又は研修を行うものとする。</li> </ul> | <p><b>●条例の位置づけ及び見直しの手続き</b></p> <p>(最高規範性)</p> <p>この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。</p> <p>(条例の検証及び見直し手続き)</p> <p>議会は、別に期間を定め、この条例の目的が達成されているかどうか議会運営委員会において検証し、その結果を市民に積極的に公表するものとする。</p> <p>議会は、前項の規定による検証の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。</p> | <p><b>●条例の位置づけ及び見直しの手続き</b></p> <p>1. (条例の検証及び見直し手続)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会は、別に期間を定め、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証し、その結果を市民に積極的に公表するものとする。</li> </ul> <p>※検証については、議会運営委員会で行うべきか別の委員会で行うべきかは、十分な検討が必要と思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会は、前項の規定による検証の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。</li> </ul> | <p><b>●条例の位置づけ及び見直しの手続き</b></p> <p>(ア) 最高規範性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等の制定、改廃並びに解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない</li> <li>・議会は、議会に関する法令の解釈及び運用に当たっては、この条例との整合を図らなければならない。</li> </ul> <p>(イ) 見直しの手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会は、この条例の施行後、常に市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、議会運営に係る不断の評価と改善を行い、必要があると認める時は、この条例の規定について議会運営委員会において検討するものとする。</li> <li>・議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要と認めた場合、この条例改正を含めて適切な措置を講ずるものとする。</li> <li>・議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であったとしても、本会議において、改正の理由及び背景を説明しなければならない。</li> </ul> | <p><b>●条例の位置づけ及び見直しの手続き</b></p> <p>◎位置づけ</p> <p>この条例は、議会の柱となるもので、基本的考えをなすものである。一方、他の条例はこの精神に基づき運用されるべきであるが、細部にわたってまで全てを拘束するものでもない。</p> <p>◎見直し等</p> <p>議会は、適宜、この条例の運用が適正か検討すべきで、改正が必要と認められる場合、この条例改正を含め、適切な措置を講じるものとする。</p> |
|---|--|---|--|---|